

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 七瀬陽史会

目 次

I	社会福祉法人七瀬陽史会	1
II	特別養護老人ホーム和泉荘	6
III	和泉ショートステイサービス	9
IV	和泉デイサービスセンター	10
V	和泉デイサービスセンターE型	13
VI	介護保険サービスセンター和泉荘	17
VII	野津原地域包括支援センター	18

I 社会福祉法人七瀬陽史会

1 法人の概要

種 別	社会福祉法人
経営理念	私たちは、利用者に信頼される行動によって、期待を超える介護を提供することで社会に貢献する。
経営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 「確実・効果的・適正」な事業経営を行う。 2 職員の自主性や能力開発を促進し、利用者サービスの質の向上を図る。 3 社会福祉法人にふさわしい組織活動の効率性を高める人事管理制度をめざす。 4 職員に創造と挑戦の場を提供し、豊かで安定した生活を保証する。
事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設サービス <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム和泉荘 (2) 居宅サービス <ol style="list-style-type: none"> ① 通所介護 <ul style="list-style-type: none"> 和泉デイサービスセンター ② 短期入所生活介護 <ul style="list-style-type: none"> 和泉ショートステイサービス (3) 地域密着型サービス <ol style="list-style-type: none"> ① 認知症対応型通所介護 <ul style="list-style-type: none"> 和泉デイサービスセンターE型 (4) 居宅介護支援 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスセンター和泉荘 2 予防給付事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅介護予防支援サービス <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防通所介護 <ul style="list-style-type: none"> 和泉デイサービスセンター ② 介護予防短期入所生活介護 <ul style="list-style-type: none"> 和泉ショートステイサービス

	<p>(2) 地域密着型介護予防サービス</p> <p>① 介護予防認知症対応型通所介護 和泉デイサービスセンターE型</p> <p>(3) 介護予防支援 野津原地域包括支援センター</p> <p>3 介護保険施設</p> <p>(1) 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム和泉荘</p> <p>4 地域支援事業</p> <p>(1) 地域包括支援事業 野津原地域包括支援センター</p> <p>(2) 介護予防事業</p> <p>① 特定高齢者施策対応サービス 和泉デイサービスセンター（元気づくりデイサービス）</p> <p>② 一般高齢者施策対応サービス 和泉ショートステイサービス（生活支援ショートステイサービス） 和泉デイサービスセンター（生きがい支援デイサービス）</p>
--	--

<p>組 織</p>	<p>社会福祉法人七瀬陽史会 評議員会（評議員 7名、監事 2名） 理 事 会（理事 6名） 特別養護老人ホーム和泉荘（職員 33名 パート 4名） 和泉ショートステイサービス（特養に併設） 和泉デイサービスセンター（職員 10名 パート 2名） 和泉デイサービスセンターE型（職員 5名 パート 1名） 介護保険サービスセンター和泉荘（職員 3名） 野津原地域包括支援センター（職員 3名）</p> <p style="text-align: center;">職員 54名 パート 7名 計 61名</p>
<p>内部・外部 委員会</p> <p>内部委員会</p>	<p>社会福祉法人七瀬陽史会評議員選任・解任委員会 （平 29規則第108号 委員 3名） 社会福祉法人七瀬陽史会福祉サービス相談委員会 （平 12規則第25号 委員 6名） 特別養護老人ホーム和泉荘入所検討委員会 （平成 15年入所指針 委員 6名）</p> <p>社会福祉法人七瀬陽史会衛生委員会 社会福祉法人七瀬陽史会企画・広報委員会 社会福祉法人七瀬陽史会リスク管理委員会 社会福祉法人七瀬陽史会内部研修委員会 社会福祉法人七瀬陽史会環境美化委員会 社会福祉法人七瀬陽史会感染症対策委員会 特別養護老人ホーム和泉荘身体拘束廃止委員会 特別養護老人ホーム和泉荘ターミナル検討委員会 特別養護老人ホーム和泉荘リハビリ強化委員会 特別養護老人ホーム和泉荘業務改善委員会</p>

2 経営計画

今年度より和泉デイサービスセンターの所在地を移転し、将来的な特養建て替えに向け、法人全体の黒字経営を目指し、費用対効果を検証し工夫を重ねながら経営基盤を確保し、特養和泉荘をはじめすべての事業所において、更なる稼働率の上昇と外部への営業努力を強く推進していく。

職員一丸となって、更なる稼働率のアップ、収益のアップを目指し、精一杯の努力を重ねなければならない。

3 人事管理

- (1) 法人組織体制の維持、強化を図ると共に、サービスの向上に寄与する人材育成を推進する。
- (2) 職場の目標管理、業務管理を推進する。

4 職員研修

- (1) 内部、外部の研修に出席する機会を与え、業務能力の向上を図る。
- (2) 専門資格の取得のための自己啓発研修を奨励し、助成する。
- (3) 法人本部主催集合研修を、毎月1回実施する。

5 福利厚生

- (1) 社会福祉法人七瀬陽史会衛生委員会を毎月1回開催し、安全衛生に努めると共に、定期健康診断を年1回実施する。
- (2) 職員互助組織「和泉会」に助成し、活動を促進する。
- (3) リフレッシュ旅行を実施する。
- (4) 職場スポーツ、レクリエーションの実施に努める。

6 防災避難訓練

- (1) 総合防災訓練を年1回実施する。
- (2) 夜間防災訓練を年1回実施する。
- (3) 避難消火訓練を年2回実施する。
- (4) 避難、誘導訓練を毎月1回実施する。

7 リスクマネジメント

- (1) 福祉サービス相談委員会を年4回開催する。
- (2) リスク管理委員会を毎月開催する。

8 地域貢献事業

野津原及び周辺地域の高齢者を中心とした地域住民の健康づくり、体力づくり、親睦、連携強化のため和泉しあわせの丘において、グラウンドゴルフ大会を実施し、もって地域の活性化に貢献する。また、健康寿命延伸や青少年健全育成などの観点から和泉しあわせの丘グラウンドを地域住民に常時無料で貸し出しを行っている。

8 広 報

常に法人事業の広報に努めると共に、広報誌を年3回以上発行する。

令和5年度事業計画

特別養護老人ホーム和泉荘

1. 施設の概要

種 別	介護老人福祉施設
運営基本方針	施設サービス計画に基づき、介護保険法令等の主旨に従って利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援していく。
サービス方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービスを提供する。 科学的根拠に基づく介護の展開 ゼロプロジェクトの実施(グループごとに計画作成し実行する) おむつゼロ 胃ろうゼロ 褥瘡ゼロ 認知症ゼロ(個別対応による周辺症状ゼロ) 身体拘束ゼロ 2. 利用者の重度化等に伴う医療ニーズへの対応を的確に行っていく。 看護師による勉強会・実技研修会の開催 ノーリフトの実践 3. 個別ケア・グループケアを推進していく。 満足度アップ活動(誕生日企画・家族との交流・外出支援・レクリエーションの実施・リハビリの強化等) 4. 施設における利用者の生活環境を改善する。 環境整備・季節感ある掲示物を行う。 整理整頓・環境美化に努める。 5. 利用者的人格を尊重し、信頼関係を構築していく。 常に利用者の立場に立って介護にあたる。 6. 利用者の精神的ケアを行う。 傾聴し、受容するケアの実施

サービス管理	<p>1. サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個別ケア計画の実施 ② 定期的な見直しの実施 ③ 感染症管理体制の強化 ④ リスクマネジメントの強化 ⑤ 身体拘束廃止に向けた取り組みの強化 ⑥ 多種職協働による情報交換・連携の強化 <p>2. サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス担当者の専門性の向上 ② 目的指向型のサービスの提供 ③ 施設内・外の研修参加 ④ 他施設見学
委 員 会	<p>1.施設環境美化向上委員会（月1回定例会） 現生活環境を見直し、快適な生活環境を目指す。</p> <p>2.感染対策委員会（3か月1回定例会・臨時開催） 集団生活を安全に快適に送るために感染対応方策を検討する。</p> <p>3.リスク管理委員会（月1回定例会） 介護事故に対する安全管理を確保する。 ヒヤリ・ハットを推進し事故予防に努める。</p> <p>4.身体拘束廃止対策委員会（月1回定例会） 身体拘束を行わないための方策の検討と、事例検討。</p> <p>5.ターミナルケア検討委員会（月1回定例会） ターミナルケアの具体的な取り組みについて検討する。</p> <p>6.栄養改善委員会（月1回定例会） 栄養マネジメントを行い、栄養改善を目指したサービスを提供する。行事食やおやつにも新しい視点を取り入れる。</p> <p>7.業務改善委員会（月1回定例会・臨時開催） 業務を定期的に見直し、業務の効率化を図る。 新しいサービスを開拓し利用者の処遇アップ・満足度アップに繋げる。</p> <p>8.ノーリフト、リハビリ強化委員会（月1回定例会） 自立を目指した生活リハビリを検討していく。 職員の技術向上を目指す。 ノーリフトの実践</p>

会 議	1.ケアカンファレンス(週1回定例) 2.新入所者ケアカンファレンス (随時) 3.セクション会議 (月1回定例)
-----	---

2. 年間行事等

月	行 事	月	行 事
4月	花見バスハイキング・誕生会 花まつり・ショッピング 居室移動・ワックス掛け	10月	ワックス掛け 運動会 誕生会 家族懇談会
5月	端午の節句 誕生会 うみたまごツアー 健康診断 ショッピング	11月	ショッピング 焼き芋会 誕生会 健康診断 インフルエンザ予防接種
6月	蛍鑑賞会 誕生会 ショッピング 外食ツアー	12月	忘年会 誕生会 餅つき
7月	七夕 誕生会 ショッピング 火郡祭り参加	1月	正月 書初め 七草粥 鏡開き 誕生会
8月	誕生会 納涼大会 ショッピング 清正祭り参加	2月	節分 誕生会
9月	月見 彼岸 誕生会 長寿を祝う会 ショッピング	3月	桃の節句 彼岸 焼き芋会 誕生会

令和5年度事業計画

和泉ショートステイサービス

1. 施設の概要

種 別	短期入所生活介護
運営基本方針	利用者やその家族に対し、施設サービス計画に基づき介護保険法令等の主旨に従って、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。
サービス方針	<ol style="list-style-type: none">1. 自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービスを提供する。2. 施設における利用者の生活環境を整える。3. 緊急ニーズに対応するためのネットワーク体制を構築する。4. 虐待ケースへの対応を行う。7. 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等に適切な対応を行う。8. 利用者の人格を尊重し、信頼関係を構築していく。9. 利用者の精神的ケアを行う。
サービス管理	<ol style="list-style-type: none">1. サービスの質の確保<ol style="list-style-type: none">① 個別ケア計画の実施② サービス担当者会議への参加③ 感染症管理体制の強化④ リスクマネジメントの強化⑤ 身体拘束廃止に向けた取り組みの強化⑥ 多種職協働による情報交換・連携の強化2. サービスの質の向上<ol style="list-style-type: none">① サービス担当者の専門性の向上② 目的指向型のサービスの提供③ 施設内・外の研修参加

2. 年間行事計画 特養に準ずる。

令和5年度事業計画

和泉デイサービスセンター

1. 施設の概要

種 別	通所介護サービス（一般型）
運営基本方針	利用者に対し、介護保険法令等の趣旨に従って、利用者が可能な限り、自宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営む事が出来るように支援する。さらに利用者の社会的孤独感の解消及び身体機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の介護及び機能訓練等の実施その他の必要な援助を行う。
サービス方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が、楽しく利用ができ、目的の持てるサービス内容を考察し展開して行く。 2 個人情報、本人・家族の同意を得て、利用目的を明確に定め、必要最小限の範囲内で使用する。 3 介護は利用者の人格を十分尊重して行う。 4 非常災害に対する訓練を日常的に行う。 5 苦情はサービスの質の向上を高めるための重要な情報であるとの認識に立って対応する。 6 サービスの提供に伴い介護事故等が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずる。 7 利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。
サービス管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの標準化を図る。 2 指定居宅支援事業所から送付されたケアプランを基に、アセスメントを実施し、通所介護計画書及び通所型独自サービス計画書を作成し、速やかに利用者及びその家族に説明し承認してもらう。 3 指定居宅支援事業所から送付されたケアプランを基に、アセスメントを実施し、個別機能訓練計画書及び運動器機能向上訓練計画書を作成し、速やかに利用者及びその家族に説明し承認してもらう。（3ヶ月に一度の割合で自宅を訪問し見直しを行う。） 4 サービスの評価は、目標期間に応じて定期的に行うものとする。
サービス提供 （日・時間）	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業日 月曜日 ～ 土曜日まで（12月31日～1月3日の年末年始を除く） 2 営業時間 8：00 ～ 18：00 3 サービス提供時間 9：30 ～ 16：45（18時まで延長利用可能）

会議及び研修 利用者へのより良いケア及び、業務を円滑に行う為、月に1回デイサービスの会議を開催する。
職員の資質向上を図る為、各種研修、会議に参加する。

2 年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	お花見レク、花祭り	10月	ミニ運動会
5月	端午の節句レク	11月	外出レク（紅葉見学等）
6月	季節の貼り絵、創作活動	12月	クリスマス会、
7月	七夕飾り作成、	1月	初詣、鏡開き
8月	夏祭り、	2月	節分レク
9月	敬老お楽しみ会	3月	桃の節句レク

※カレンダー作成、誕生日会は、適宜実施

※誕生日会は、プレゼント（写真等）を準備し渡す。

※昔の映画やテレビ等、利用者に好評の内容をDVDに落とし放映する。

※各行事は、四季を意識したもの等を企画し、利用者に喜んでもらえるようにする。

※体力測定は、ケアプランに基づき、3ヶ月一回実施し、記録に残す。

ケアプラン作成のため資料が必要な時は、体力測定は臨機応変で行う。

※外出レクの充実を図る。内容及び行先の検討を行い、利用者の要望に答えるものとする。

※利用者の希望等を取り入れた行事を実行に移す。

※屋外行事の際は、利用者の移動等には十分気を付けて安全に実施する。

3 その他

① 介護給付・予防給付

・介護給付サービス（通所介護）⇒個別機能訓練

（具体的な訓練目標を掲げ、3ヶ月毎に自宅に出向き評価・見直しを行う）

・介護予防サービス（通所型独自サービス）⇒運動器機能向上訓練

② 大分市事業生きがい対応デイサービス事業

③ 新規利用者獲得の為、希望者には施設見学会を随時行う。

各地区にパンフレットを配布する。（ポストイン等）

各居宅支援事業所を定期的に巡回し、状況を説明して回る。（相談員等）

4 タイムスケジュール

時 間	提 供 内 容
8：30	通常送迎出発（迎え）⇒早出（8：00迎え出発）
9：30	到着後、手洗い、うがい、バイタルチェック （血圧、脈拍、検温の測定及び問診等体調の確認を行う）
9：35	朝の会
10：00	入浴（一般入浴、リフト浴） マッサージ実施 ⇒ 午前、午後実施（利用回数の4割程度） 個別機能訓練実施及びトレーニングの援助 物理療法の提供、趣味活動援助
11：40	昼食準備（おしぼり配布、湯茶の配布、エプロン等の準備）

11:50	昼食の提供（普通食、お粥食等状況に応じて対応）
12:20	口腔ケアの促し
12:30	自由時間（休息、個別レク、学習療法の実施）
14:00	体操（ラジオ体操、サザエさん体操他） 筋力トレーニングの実施（介護度に応じて実施） 利用者の身体状況に応じて訓練・運動等を指導 個別機能訓練実施及び個別トレーニングの援助
14:30	レクリエーション 外出レク（四季の観光を取り入れて行う） 集団ゲームや季節行事 趣味活動の実施及び援助 ※ボランティアの訪問
15:00	おやつとお茶又はコーヒーの提供
15:30	※歌の集い（カラオケ等の実施）
15:40	帰宅準備（排泄介助、上着・手荷物の確認、履物の準備等）
16:00	送り出発（センター到着時間の早い利用者から出発）

※新型コロナウイルス感染対策の為、現在は中止していますが、状況を見て開始予定。

- ・送迎：安心して乗車してもらえるよう、車両点検、清掃を徹底する。
- ・新型コロナウイルス対策として、迎え時は自宅に到着後、利用者の体調確認と体温測定、手指消毒を行う。

5 リハビリ（個別機能訓練の充実）

個別機能訓練プログラムの実施

- ・個別機能訓練目標に沿って、在宅生活が安心して継続して行えるよう機能訓練内容を利用者及び職員が周知し実施する。
- ・体操や運動の実施⇒ホール内での運動・訓練⇒屋外運動による活動への参加までのプロセスの充実を図る。

① マッサージの実施

- ・専門指導員によるマッサージの実施。
- ・利用者の身体的・精神的な疼痛の緩和を図る。
- ・実施回数は個々の利用頻度により4割を目指す。

② 筋力トレーニングの実施

- ・下肢の運動（開眼片足立ち、バランス運動、スクワット など）
- ・上肢の運動（肩関節可動域運動、手指運動、上腕運動 など）
- ・器具を用いた運動（ボール、ゴムチューブ、ダンベル など）

③ 身体を動かす運動

- ・滑車運動
- ・サイクルエクサイズ（自転車運動）
- ・平行棒による起立訓練や歩行訓練
- ・階段昇降運動器具
（自宅での浴槽等のまたぎ動作の訓練になる）
（自宅内及び外出時の際の段差の乗り越え訓練になる）
- ・歩行器による歩行訓練

④ 電気治療の種類

- 遠赤外線治療器（マイクロサーミー）、足裏マッサージ器、ホットパック
- 干渉波治療器、メドマー、ウォーターベッド、ローラーベッド など

令和5年度事業計画

和泉デイサービスセンターE型

1 施設の概要

1. 運営基本方針

認知症利用者様に対し、介護保険法令等の趣旨に従って、利用者様が可能な限り、自宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。さらに、利用者様の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の介護及び機能訓練等の実施その他の必要な援助を行う。

2. サービス方針

- (1)利用者様及び他の利用者様等の生命又は身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- (2)個人情報、本人、家族の同意を得て、利用目的を明確に定め、必要最小限の範囲内で使用する。
- (3)利用者様の人格に十分配慮した介護を行う。
- (4)非常災害に対する訓練を毎月行う。
- (5)苦情はサービスの質の向上を図るための重要な情報であるとの認識に立ち、速やかに必要に応じた対応を行い、利用者様の満足を損なわぬよう対処する。
- (6)サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずる。

3. 健康管理

看護師による体温、脈拍、血圧測定などにより日々の健康管理を行う。
利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。
設備、備品等の衛生管理に努めるとともに、衛生上の処置を講ずる。
感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講ずる。

4. 環境美化及び施設整備

室内の清掃・換気をこまめに行い、整理・整頓を励行する。
清潔さを維持し快適な生活の場を確保する。
施設周辺の花壇の整備等を行う。
施設の備品等の不備確認・環境整備を行う。

5. サービス管理

- (1) サービスの標準化を図る。
- (2) サービス担当者会議への参加。
- (3) 指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターから送付されたケアプランを基にアセスメントを実施し、認知症対応型通所介護計画を作成する。
- (4) 個別機能訓練加算・栄養改善加算・口腔機能向上体制加算を加算する場合、各利用者に対して、各加算に対しての計画書を作成する。
- (5) 認知症対応型通所介護計画書・各加算における計画書はサービス開始前に作成し、利用者や御家族に承認してもらう。
- (6) サービスの評価は、目標期間に応じて定期的に行う。

6. サービス提供日・時間

- (1) 営業日 月曜～土曜日まで（12月31日～1月3日の年末年始除く）
- (2) 営業時間 8：30～18：00
- (3) 提供時間 9：45～15：30

7. 職員の研修

利用者様及びその家族に満足と安心を与えることのできる適切な介護サービスを提供する為に、知識、技術の向上を目標に各種の研修を行う。

また、個人が習得した知識、技術を全職員が共有できるよう職場内で発表の機会を設ける。

〈研修方法〉

(1) 職場外研修

各種の職場外研修に参加することを通じて、より幅広い知識、技術の習得を目指す。

(2) 職場内研修

毎月1回法人で実施される内部研修会にて、職場外研修の発表を行うとともに、研修会を通して知識、技術の習得を目指す。月一回のデイサービスでのセクション会議においても研修を実施し、職員の知識、技術の習得を目指す。

8. 運営推進会議の実施

基準省令及び基準条約において位置づけされている通り、運営推進会議を年2回実施する。

2 年間行事

月	行事	月	行事
4月	花まつり、お花見 誕生日会 壁紙づくり	10月	運動会 誕生日会 壁紙づくり
5月	外出レク・（ななせダム） 誕生日会 壁紙づくり	11月	おやつ作り（ホットケーキ） 誕生日会 壁紙づくり
6月	外出レク・（ラベンダー園） 誕生日会 梅の実収穫 壁紙づくり	12月	クリスマス会 誕生日会 壁紙づくり
7月	七夕祭、おやつ作り（かき氷） 誕生日会 壁紙づくり	1月	初詣、書き初め、 誕生日会 壁紙づくり
8月	外出レク（水の駅） 誕生日会 壁紙づくり	2月	節分 誕生日会 壁紙づくり
9月	おやつ作り（団子） 誕生日会 壁紙づくり	3月	桃の節句 おやつ作り（ホットケーキ） 誕生日会 壁紙づくり

3 その他

(1) 介護給付・予防給付

- ・介護保険サービス（認知症対応型通所介護）
→個別機能訓練・口腔機能訓練・栄養改善
- ・介護予防サービス（認知症対応型介護予防通所介護）
→個別機能訓練・口腔機能訓練・栄養改善

4 日課表

時間	内容
8:30	送迎出発
9:45	送迎到着。サービス提供開始 朝のお茶 健康チェック (血圧、検温、脈拍測定及び問診等で体調を確認する)
10:00	入浴、看護処置、水分補給 個別活動プログラム(物理療法、作業療法、個別機能訓練)
12:00	昼食、口腔ケア、休憩
14:00	リハビリ体操 筋力向上トレーニング(個々の状況・介護度に応じて実施) その他
14:35	室内外レクリエーション等 ゲーム 屋外活動・機能訓練外出(時間変更あり)
15:00	午後のお茶、おやつ
15:20	帰宅準備
15:30	提供時間終了
15:35	送迎出発

令和5年度事業計画

介護保険サービスセンター和泉荘

施設、事業の概要

種別	居宅介護支援
運営基本方針	<p>1.居宅介護支援</p> <p>(1)利用者、及び家族の人格を尊重し利用者本位のサービスを提供し生活の質の確保、心身機能の維持向上を図り支援していくと共に、要介護者が可能な限り居宅にて地域や家族とも良好な関係で自立した日常生活が営めるように支援していきます。</p> <p>(2)利用者の心身状況や環境に応じた相談・対応を行い、利用者の選択に基づき、適切なケアプランを提供する。また、地域のサービス機関との連携を保ち、公正中立に支援する。</p> <p>(3)担当件数は標準件数の35件を上限で居宅介護支援をしていきます。</p> <p>2.介護予防支援</p> <p>(1)地域包括支援センターと委託契約を結び、利用者、及び家族の人格を尊重し利用者本位のサービスを提供し生活の質の確保、心身機能の維持向上を図り支援していく可能な限り居宅にて自立した日常生活が営めるように支援していきます。</p> <p>(2)利用者の心身状況や環境に応じた相談・対応を行い、利用者の選択に基づき、適切なサービスを提供する。また、地域のサービス機関との連携を保ち、公正中立に支援する。</p>
サービス方針	<p>主任介護支援専門員がおり特定事業所加算を算定している為、困難事例等に積極的に対応支援すると共に質の高いケアマネジメントを展開、提供し利用者が住み慣れた地域や自宅で自律した生活が継続できる様にする。</p> <p>利用者及び家族の人格を尊重し利用者本位のサービスを公正中立な立場でケアマネジメント支援を行っていく。 標準件数35名</p>
サービス管理	<p>1.居宅介護支援及び介護予防支援に関するケアマネジメント業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用申し込みの受け付け ②契約締結 ③アセスメント ④居宅サービス計画、介護予防サービス計画原案の作成 ⑤サービス担当者会議の開催 ⑥居宅サービス計画、介護予防サービス計画書の交付 ⑦サービスの提供 ⑧モニタリング ⑨評価 ⑩給付管理 ⑪介護報酬の請求 ⑫週1回の伝達会議開催 ⑬事業所内研修 ⑭介護支援専門員実務研修生受け入れ・指導業務 ⑮職能団体が開催する法定外研修への参加 ⑯他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等の実施 ⑰地域包括支援センター等が実施する事例検討会(地域ケア会議等)への参加
その他	<p>地域情勢や社会資源等を常に把握・情報提供・共有し法人内の連携・チームワークを強化する。また、医療連携や他事業所との連携強化と専門的な知識や情報収集に努めスキルアップ、マネジメントの質向上に研鑽する。</p> <p>介護支援専門員実習生受け入れ事業所を継続し人材育成へ協力する。</p> <p>利用者が住み慣れた地域や自宅での生活が意欲的に且つ、自立して生活が出来る様に公正中立に適切なプランニング・ケアマネジメントを提供する。</p>

令和5年度事業計画

野津原地域包括支援センター

1 施設・事業の概要

種別	地域包括支援センター
運営方針	<p>高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことが出来るように、地域の中核機関として三職種専門性を活かしながら、包括的支援事業を十分かつ適切に実施し、地域や関係機関とのネットワークを充実させ、地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて中心的な役割を果たす。</p>
サービス方針	<p>1 総合性 高齢者や地域の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなげていく。</p> <p>2 包括性 介護保険・総合事業サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。</p> <p>3 継続性 高齢者の心身の状況の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供する。</p>
業 務	<p>1 総合相談業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合相談の充実 (2) 地域ネットワーク会議の充実 (3) 圏域の情報整理・提供 (4) 地域高齢者の実態把握 (5) 生活支援体制整備事業との連携 (6) 災害時の緊急時に向けた情報の整理 (7) 包括的な支援体制への協力 <p>2 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者虐待や困難事案の早期発見及び適切な対応 (2) 虐待防止ネットワークの構築 (3) 消費者被害の情報把握と報告 (4) 被虐待者への継続的な支援 (5) 成年後見制度への理解と利用支援 (6) 終活に関する支援

	<p>3 包括的・継続ケアケアマネジメント業務</p> <p>(1) 地域ケア会議の推進</p> <p>①自立支援型ケアプラン相談会の開催</p> <p>②医師・歯科医師等の多職種が参加する地域ケア会議の協力</p> <p>③ケアプラン報告会議への協力</p> <p>④課題調整会議への協力</p> <p>(2) 医療と介護の連携強化</p> <p>(3) 主任介護支援専門員・介護支援専門員を対象とした資質向上への取り組み</p> <p>①研修会の開催</p> <p>②個別の相談への対応等</p> <p>4 介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業)</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメントの強化</p> <p>(2) パワーアップ教室の利用促進</p> <p>(3) 地域の現状に則した「介護予防教室」の企画、住民主体の活動の場の拡充</p> <p>(4) 実態把握と介護予防活動の促進</p> <p>(5) 介護予防に関する知識の普及啓発</p> <p>(6) 地域包括支援センター内におけるケアプラン点検</p> <p>5 認知症対策業務</p> <p>(1) 認知症普及啓発</p> <p>(2) 認知症初期集中支援推進事業の推進</p> <p>(3) 行方不明になる恐れのある認知症高齢者への生活支援体制の充実</p> <p>(4) 認知症予防等に向けた活動</p> <p>(5) キャラバンメイトとの交流</p> <p>(6) 大分市認知症地域支援推進員と連携し認知症施策を進める</p> <p>(7) 成年後見制度利用の促進</p> <p>(8) 認知症サポーター活動への支援</p> <p>(9) 若年性認知症の方への支援</p> <p>(10)認知症カフェ(オレンジカフェ)との連携</p>
その他	<p>法人組織内での内部研修会に参加する。また職場外研修への参加の機会確保し、スキルアップや知識・情報の収集に努め、サービスの向上に向けて研鑽を積む。</p>